中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ	掛金納付月数	掛金納付月数（退職金共済契約の効力が生じた日の属する月前については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から掛金納付月数に通算した月数に応当する日（当該応当する日がない月においては、当該月の末日）の属する月から退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日において当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数を含む。）
中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号ロ	第十条第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十条第三項の規定により読み替えて適用する第十条第二項
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	第十八条 受入れ	第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条第二項 受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第一号	第十八条 退職金の額	第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条第二項 退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三十条において同じ。）の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第二号	受入れ 同条第二項第二号イ 計算後受入金額	受入れ及び平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付 法第三十条第二項第二号イ 計算後受入金額又は平成二十五年改正法附則第三十六条第八項に規定する元利合計額
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第三号	退職金の額 同条第四項	退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。） 法第五十五条第四項
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第一項	解約手当金の額	解約手当金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第二項	として算定して得られる額	のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額

中小企業退職金共済法施行規則第四十条第一項	通算する	通算して得た区分掛金納付月数に、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第一項に規定する期間に係る区分掛金納付月数を通算する

（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）

第四十一条　平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者について納付された掛金に係る中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「、同居の親族のみを雇用する中小企業者及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の設立事業所の事業主又は同法附則第三十六条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主である中小企業者（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十二条の規定に基づき同法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の交付の申出を行わないことが確認された中小企業者を除く。）」とする。

（機構が行う必要な確認等）

第四十二条　存続厚生年金基金の設立事業所の事業主又は解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、退職金共済契約の申込みを行うときは、機構は、中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の適用その他の事項について必要な説明を行い、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出をするかどうかの確認をするものとする。

（解散計画）

第四十三条　存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、当該解散に関する計画（以下この条及び次条第一項において「解散計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。

2　解散計画を提出した存続厚生年金基金については、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六条の二第三号の規定は適用せず、第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五項の規定の適用については、同項中「計算されなければならず、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない」とあるのは、「計算されなければならない」とする。

3　解散計画を提出した存続厚生年金基金は、当該解散計画に従って、その事業を行わなければならず、当該解散計画に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画の内容を変更し、変更後の解散計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（解散計画の記載事項）

第四十四条　解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　解散計画の適用開始日及び解散予定日

二　事業及び財産の現状

三　年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第四十六条第一項において同じ。）の積立ての目標

四　前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

2　前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。